

庁名 大分地方裁判所本庁・管内支部
郵便切手及び予納金一覧（令和7年10月1日～）

カテゴリ	申立ての種類	添付郵便切手内訳							郵便切手合 計額	予納金	備 考
		500円	110円	100円	50円	40円	20円	10円			
民事訴訟	通常訴訟	8	15	10	10	10			7550円	7000円 （※郵送費用を現金・電子納付する場合は、不要。） ※上記の基本料金は、当事者数が2名までの額 当事者が1名増すごとに2000円を追加	※左記の基本料金は、当事者数が2名までの額 当事者が1名増すごとに1820円分を追加 （内 訳） 500円2枚 110円4枚 100円2枚 50円2枚 40円2枚 ※現金納付する場合は、訴状提出後、裁判所から「保管金提出書」を郵送します。必要事項を記入の上、現金を添えて、本庁に申し立てる場合は大分地裁会計課、管内支部に申し立てる場合は申し立てる管内支部会計係まで持参、現金書留、または振り込みによる方法で納めてください。また、電子納付利用者登録をされている方は電子納付の利用も可能です。
民事調停	民事調停		3		3			6	540円	600円 （※郵送費用を現金・電子納付する場合は、不要。） ※上記の基本料金は、当事者数が2名までの額 当事者が1名増すごとに200円を追加	※左記の基本料金は、当事者数が2名までの額 当事者が1名増すごとに220円分を追加 （内 訳） 110円2枚 ※現金納付する場合は、申立書提出後、裁判所から「保管金提出書」を郵送します。必要事項を記入の上、現金を添えて、本庁に申し立てる場合は大分地裁会計課、管内支部に申し立てる場合は申し立てる管内支部会計係まで持参、現金書留、または振り込みによる方法で納めてください。また、電子納付利用者登録をされている方は電子納付の利用も可能です。
民事執行	担保不動産競売申立て （本庁に申し立てる場合）		1						110円	不動産3筆まで 50万円 不動産が1筆増すごとに3万円を追加	※予納金の額は不動産によってさらに追加される場合があります。 ※申立書提出後、裁判所から「保管金提出書」を郵送します。必要事項を記入の上、現金を添えて、大分地裁会計課まで持参、現金書留、または振り込みによる方法で納めてください。また、電子納付利用者登録をされている方は電子納付の利用も可能です。
	担保不動産競売申立て （管内支部に申し立てる場合）	20	35		10		10	5	14600円	不動産3筆まで 50万円 不動産が1筆増すごとに3万円を追加	※予納金の額は不動産によってさらに追加される場合があります。 ※申立書提出後、裁判所から「保管金提出書」を郵送します。必要事項を記入の上、現金を添えて、申し立てる管内支部会計係まで持参、現金書留、または振り込みによる方法で納めてください。また、電子納付利用者登録をされている方は電子納付の利用も可能です。
	強制競売申立て （本庁に申し立てる場合）		1						110円	不動産3筆まで 50万円 不動産が1筆増すごとに3万円を追加	※予納金の額は不動産によってさらに追加される場合があります。 ※申立書提出後、裁判所から「保管金提出書」を郵送します。必要事項を記入の上、現金を添えて、大分地裁会計課まで持参、現金書留、または振り込みによる方法で納めてください。また、電子納付利用者登録をされている方は電子納付の利用も可能です。
	強制競売申立て （管内支部に申し立てる場合）	20	35		10		10	5	14600円	不動産3筆まで 50万円 不動産が1筆増すごとに3万円を追加	※予納金の額は不動産によってさらに追加される場合があります。 ※申立書提出後、裁判所から「保管金提出書」を郵送します。必要事項を記入の上、現金を添えて、申し立てる管内支部会計係まで持参、現金書留、または振り込みによる方法で納めてください。また、電子納付利用者登録をされている方は電子納付の利用も可能です。
	債務名義に基づく債権差押え	5	6		2		3		3320円		当事者が複数の場合は、該当する当事者の数分を追加 〈内訳〉 命令正本送達分 110円（債権者分） 1220円（債務者分） 1290円（第三債務者分） 陳述書送付分 590円（裁判所送付分） 110円（債権者送付分） ※なお、陳述書送付分は第三債務者へ陳述催告を希望する場合のみです。
	養育費等に基づく債権差押え	5	6		2		3		3320円		当事者が複数の場合は、該当する当事者の数分を追加 〈内訳〉 命令正本送達分 110円（債権者分） 1220円（債務者分） 1290円（第三債務者分） 陳述書送付分 590円（裁判所送付分） 110円（債権者送付分） ※なお、陳述書送付分は第三債務者へ陳述催告を希望する場合のみです。
	財産開示 （本庁に申し立てる場合）		1						110円	7000円	※申立書提出後、裁判所から「保管金提出書」を郵送します。必要事項を記入の上、現金を添えて、大分地裁会計課まで持参、現金書留、または振り込みによる方法で納めてください。また、電子納付利用者登録をされている方は電子納付の利用も可能です。
	財産開示 （管内支部に申し立てる場合）	10	20		10		10	10	8000円		
	情報取得 （本庁に申し立てる場合）		1						110円	5000円 第三者が1名増すごとに4000円追加	※申立書提出後、裁判所から「保管金提出書」を郵送します。必要事項を記入の上、現金を添えて、大分地裁会計課まで持参、現金書留、または振り込みによる方法で納めてください。また、電子納付利用者登録をされている方は電子納付の利用も可能です。
	情報取得 （管内支部に申し立てる場合） （不動産・給与）	4	10		4		10		3500円		※第三者が1名増すごとに1290円分を追加 （内訳） 500円2枚 110円1枚 50円2枚 20円4枚
	情報取得 （管内支部に申し立てる場合） （預貯金・振替社債等）	2	8		3		4		2110円	2000円 第三者が1名増すごとに2000円追加	※第三者が1名増すごとに1360円分を追加 （内訳） 500円2枚 110円2枚 50円2枚 20円2枚 ※申立書提出後、裁判所から「保管金提出書」を郵送します。必要事項を記入の上、現金を添えて、申し立てる管内支部会計係まで持参、現金書留、または振り込みによる方法で納めてください。また、電子納付利用者登録をされている方は電子納付の利用も可能です。
保全	債権仮差押	5	2	2	2	2			3100円		第三債務者が1名増すごとに1920円分（内訳：第三債務者・特別送達費用1220円）（陳述書返送料・裁判所用（書留）590円）（陳述書返送料・債権者110円）追加 債権者に郵送する場合は、1220円追加 ※目録の枚数等により、郵便切手を追加していただく場合があります。
	不動産仮差押・仮処分（処分禁止）	3	2		1	1			1810円		登記嘱託先が「大分地方事務局」以外の場合は590円（返送料・書留）追加 債権者に郵送する場合は、1220円追加 ※目録の枚数等により、郵便切手を追加していただく場合があります。
	不動産仮処分（占有移転禁止）	2	2						1220円		債権者に郵送する場合は、1220円追加 ※目録の枚数等により、郵便切手を追加していただく場合があります。
保護命令	保護命令	6		9	3		3	11	4220円		
労働審判	労働審判		6	1			5	1	870円	1000円 （※郵送費用を現金・電子納付する場合は、不要。）	※左記の基本料金は、当事者数が2名までの額 当事者が1名増すごとに150円分を追加 （内 訳） 100円1枚 10円5枚 ※現金納付する場合は、申立書提出後、裁判所から「保管金提出書」を郵送します。必要事項を記入の上、現金を添えて、大分地裁会計課まで持参、現金書留、または振り込みによる方法で納めてください。また、電子納付利用者登録をされている方は電子納付の利用も可能です。

破産手続開始申立てに必要な収入印紙・郵便切手等の一覧

カテゴリ	申立属性	手数料(収入印紙)	郵便切手	郵便切手内訳	予納金	備考
同廃	本人申立て	1,500円 (民訴費用法別表第一16項、17項ホ)		110円×(債権者数+保証人数+4枚)、 500円×4枚	11,859円 (官報公告費用)	次の数に応じた宛名シールを準備してください。 ・債権者×1 ・保証人×1 申立人において郵便による送付を希望する場合には、郵便切手110円2枚、申立人の宛名シール2枚を準備してください。
	代理人申立て			110円×(債権者数+保証人数)		
管財	個人	1,500円 (民訴費用法別表第一16項、17項ホ)		110円×(債権者数(労働債権者数を含む)+保証人数+公租公課庁数+2枚)	15,499円 (官報公告費用) 一般的には、20万円 (管財費用)	次の数に応じた宛名シールを準備してください。 ・債権者(労働債権者を含む)×1 ・保証人×1 ・公租公課庁×1 ・監督官庁×1
	法人	1,000円 (民訴費用法別表第一16項)		110円×(債権者数(労働債権者数を含む)+保証人数+公租公課庁数+監督官庁数×2+6枚)	14,786円 (官報公告費用) 一般的には、50万円 (管財費用)	申立人において郵便による送付を希望する場合には、郵便切手110円2枚、申立人の宛名シール2枚を準備してください。
	債権者申立て	20,000円 (民訴費用法別表第一12項)		110円×(債権者数(申立人を除く)+保証人数+公租公課庁数+監督官庁数×2+8枚)、 500円×2枚、20円×3枚、10円×1枚	個人債務者の場合には、15,499円 (官報公告費用) 法人債務者の場合には、14,786円 (官報公告費用) ※管財費用の予納金額については、お問い合わせください。	
	免責許可の申立て	500円 (民訴費用法別表第一17項ホ)		110円×(債権者数+保証人数)	7,860円 (官報公告費用)	次の数に応じた宛名シールを準備してください。 ・債権者×1 ・保証人×1 申立人において郵便による送付を希望する場合には、郵便切手110円2枚、申立人の宛名シール2枚を準備してください。

再生手続開始申立てに必要な収入印紙・郵便切手等の一覧

カテゴリ	申立属性	手数料(収入印紙)	郵便切手	郵便切手内訳	予納金	備考
個人再生		10,000円 (民訴費用法別表第一12項の2)		110円×債権者数×2	13,744円 (官報公告費用)	次の数に応じた宛名シールを準備してください。 ・債権者×2 申立人において郵便による送付を希望する場合には、郵便切手110円4枚・20円3枚・10円1枚、申立人の宛名シール4枚を準備してください。
通常再生	個人	10,000円 (民訴費用法別表第一12項の2)		110円×債権者数×2+10枚	※予納金額については、お問い合わせください。	次の数に応じた宛名シールを準備してください。 ・債権者×2 申立人において郵便による送付を希望する場合には、郵便切手110円4枚・20円3枚・10円1枚、申立人の宛名シール4枚を準備してください。
	法人					